

お客様 各位

株式会社 ニッセイ 減速機事業部

製品保証内容の一部変更のお知らせ

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社製品をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度2021年6月1日付で、減速機製品の保証内容を一部変更し、これに伴い、取扱説明書の「保証」の記載を一部変更いたしますので、お知らせ申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

変更前	変更後
「1.保証期間」 納入の日から18ヶ月間または使用開始後12ヶ月間のいずれか短い方といたします。	「1. 保証期間」 工場出荷日から18ヶ月間または使用開始後12ヶ月間のいずれか短い方といたします。
「2.保証範囲」 2) 保証期間中、本取扱説明書に記載の正常な据え付け・連結及び取扱い（点検・保守）のもとでの運転条件下にて、納入品の機能が発揮できない障害が生じた場合は、無償にて修理いたします。	「2.保証範囲」 2) 保証期間中、本取扱説明書に記載の正常な据え付け・連結及び取扱い（点検・保守）のもとでの運転条件下にて、納入品の機能が発揮できない障害が生じた場合は、無償にて修理いたします。 ただし、お客様の装置から当社製品を交換又は修理のための取り外し・取り付けのための費用、修理のために輸送等に要する費用、間接的な損害については、当社はその補償を負いかねます。
「3.保証の免責」 9) 納入品の使用に際して、運転障害等によりお客様が蒙る休業補償等の要求については、お客様は当社に対して、これを棄権するものといたします。	「3.保証の免責」 9) 削除

2. 製品同梱の取扱説明書について

変更に際しましては、流通段階での在庫分もございますため、変更後におきましても変更前の取扱説明書が同梱されている場合があると存じますが、その際は変更前の取扱説明書の保証内容により対応させていただきます。

何卒ご賢察の上、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【 変更後の保証内容 】 ※取扱説明書に記載

1. 保証期間

工場出荷日から18ヶ月間または使用開始後12ヶ月間のいずれか短い方といたします。

2. 保証範囲

- 1) 保証範囲は当社製作範囲に限定いたします。
- 2) 保証期間中、本取扱説明書に記載の正常な据え付け・連結及び取扱い（点検・保守）のもとでの運転条件下にて、納入品の機能が発揮できない障害が生じた場合は、無償にて修理いたします。
ただし、お客様の装置から当社製品を交換又は修理のための取り外し・取り付けのための費用、修理のために輸送等に要する費用、間接的な損害については、当社はその補償を負いかねます。

3. 保証の免責

- 1) お客様における解体や改造による損耗に対する修理、部品取り替えまたは代替品納入の場合。
- 2) 当社カタログ記載の定格データまたは相互に合意した仕様を外れる条件下にて運転された場合。
- 3) お客様の装置との動力伝達部に不具合（カップリングの芯出し等）がある場合。
- 4) 天変地異（例：地震、落雷、火災、水害等）または人為的な誤操作など、不可抗力が障害の原因となった場合。
- 5) お客様の装置の不具合が原因である障害により二次的に故障に到った場合。
- 6) お客様より支給された、または指定の部品、駆動ユニット（例：電動機、サーボモータ、油圧モータ等）が原因で障害が発生した場合。
- 7) 納入物の保管、保守保安全管理が適切に行われず、取扱いが正しく実施されなかった場合。
- 8) 上記以外の当社の製造責任に帰することの出来ない事項による障害。